

# 仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成30年(ヨ)第2729号仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、別紙担保目録記載のと通りの担保を立てさせて、次のとおり決定する。

## 主文

別紙主文目録記載のとおり

平成30年11月20日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 小川直人

裁判官 古谷健二郎

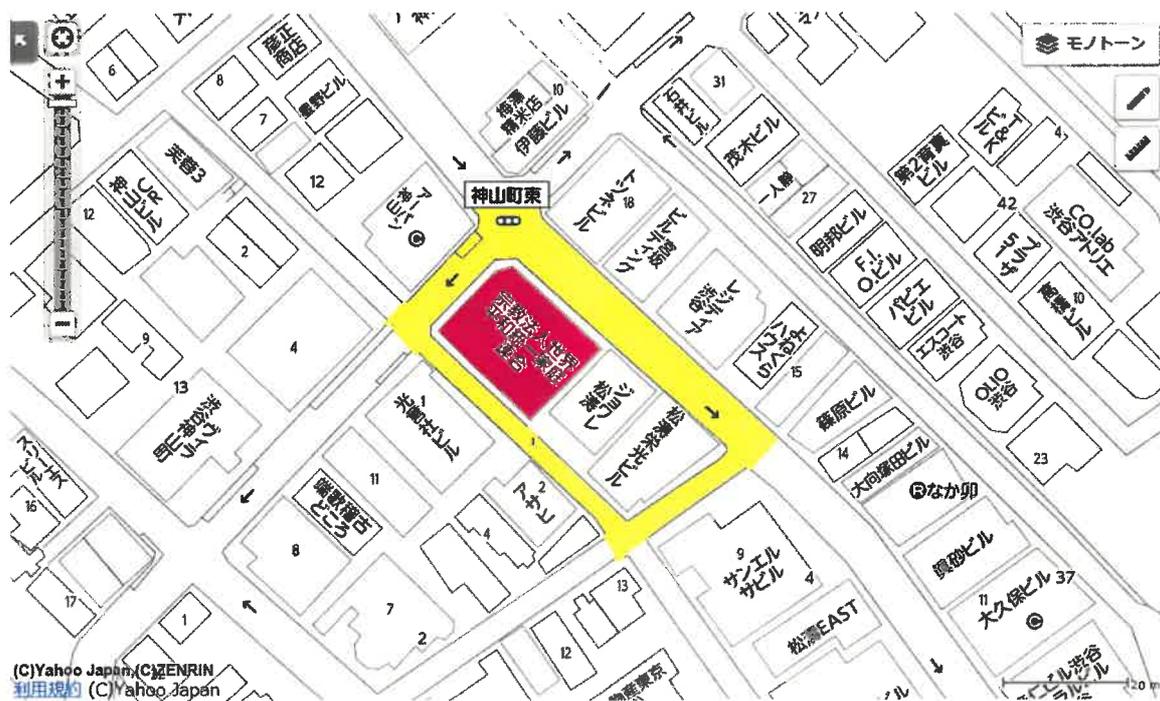
裁判官 塚田久美子

## 主文目録

1. 債務者澤田三帆子は債権者世界平和統一家庭連合に対して、別紙添付図 1 で示した道路上において、同債権者の職員ないし信徒らにつきまとうなどして、同債権者の礼拝、集会、研修、会議、及び警備等の業務を妨害してはならない。
2. 債務者秋月俊三は債権者世界平和統一家庭連合に対して、別紙添付図 2 で示した道路上において、大音量を発声するなどして、同債権者の礼拝、集会、研修、会議、及び警備等の業務を妨害してはならない。
3. 債務者澤田地平及び同澤田三帆子は、第 1 項の場所において、債権者周藤健の身辺につきまとうなどしてはならない。
4. 債務者澤田地平及び同澤田三帆子は、債権者田中富広、同小山田秀生、同周藤健、及び同佐野邦雄に対しては、別紙添付図 3 ないし同 7 で示した場所及び時間において、その身辺につきまとうなどしてはならない。

以上

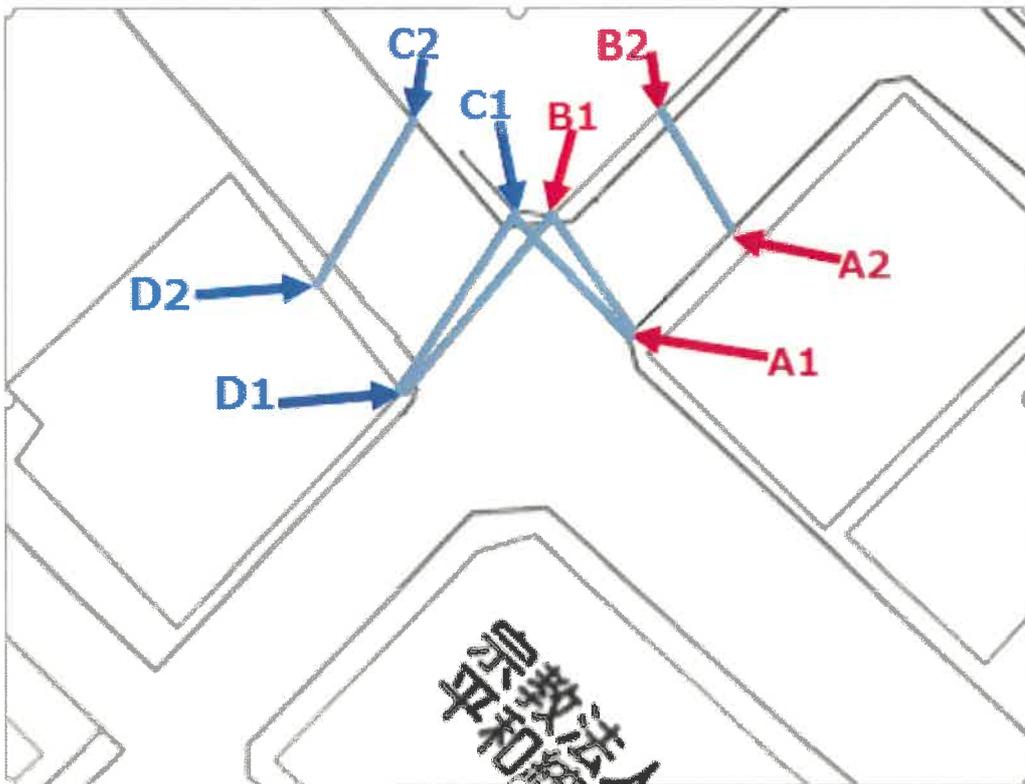
# 別紙添付図 1



債権者家庭連合本部（東京都渋谷区松濤 1-1-2・赤で表示）の周辺の  
道路（黄色で表示）

## 別紙添付図 2

添付図 1 に記載された神山町東交差点の東の縁石の角 (写真①白矢印の先) を A 1、同地点から北東方向縁石沿いに 5 メートルの地点を A 2、同交差点北の縁石の 2 点の角のうち東よりの角 (写真②白矢印の先) を B 1、同地点から北東方向縁石沿いに 5 メートルの地点を B 2 とし、A 1、A 2、B 2、B 1、A 1 を順次繋いだ線の範囲内の道路、同交差点北の縁石の 2 点の角のうち西よりの角 (写真③白矢印の先) を C 1、同地点から北西方向縁石沿いに 5 メートルの地点を C 2、同交差点西の縁石の角 (写真④白矢印の先) を D 1、同地点から北西方向縁石沿いに 5 メートルの地点を D 2 とし、C 1、C 2、D 2、D 1、C 1 を順次結んだ繋いだ線の範囲内の道路、A 1、B 1、C 1、A 1 を順次結んだ線の範囲内の道路、及び、B 1、C 1、D 1、B 1 を順次結んだ線の範囲内の道路。



写真①



写真③



写真②

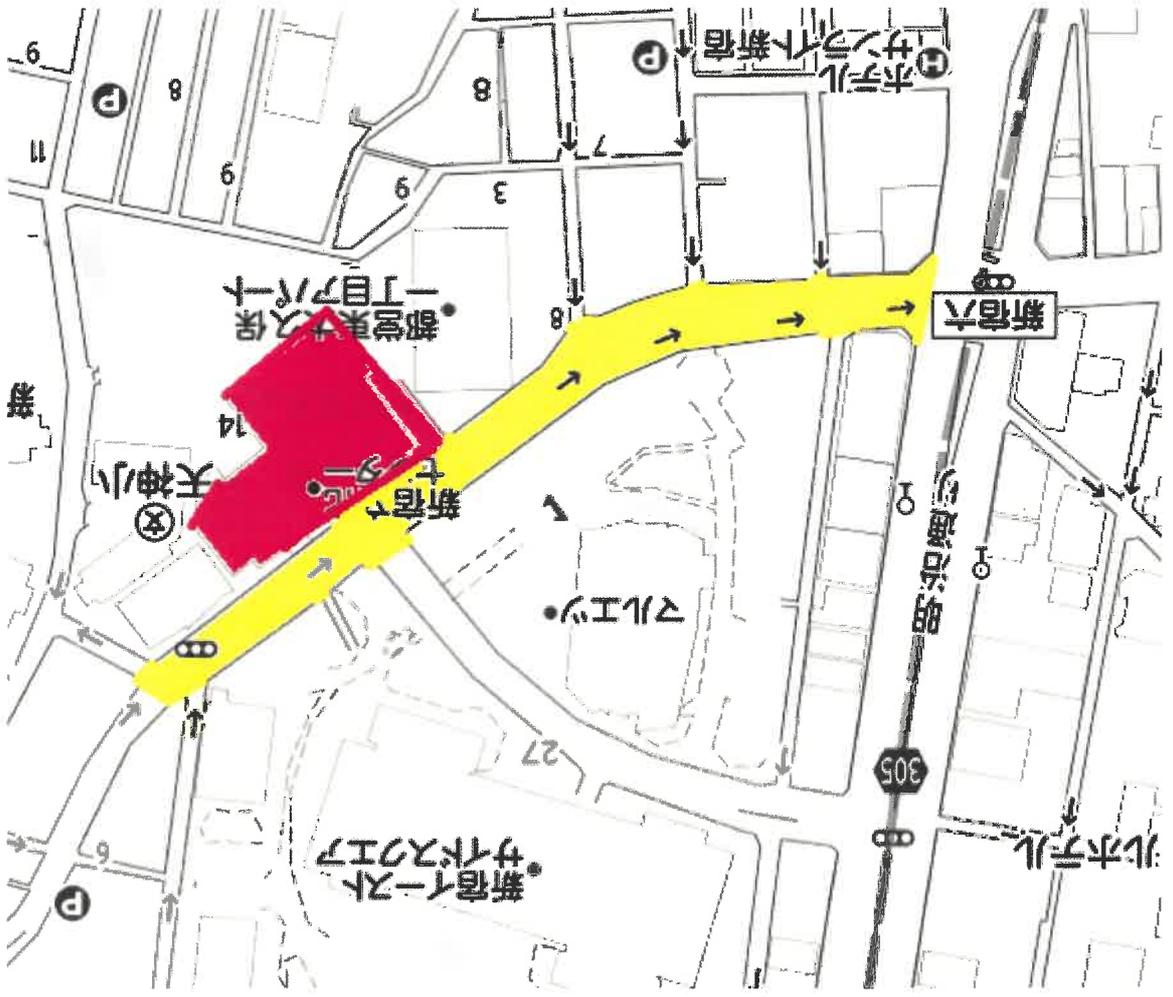


写真④



時間 債権者家庭連合が主催、共催、ないし後援する大会、集会ないし会議  
が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後2時間

場所 新宿文化センター（東京都新宿区新宿6丁目14-1）北側道路で西  
は新宿6丁目の交差点にて交差する明治通りに至るまで、東は天神小学  
校北の4差路交差点までの間（上記地図上に黄色で表示）及び同セ  
クター敷地内（上記地図上に赤で表示）



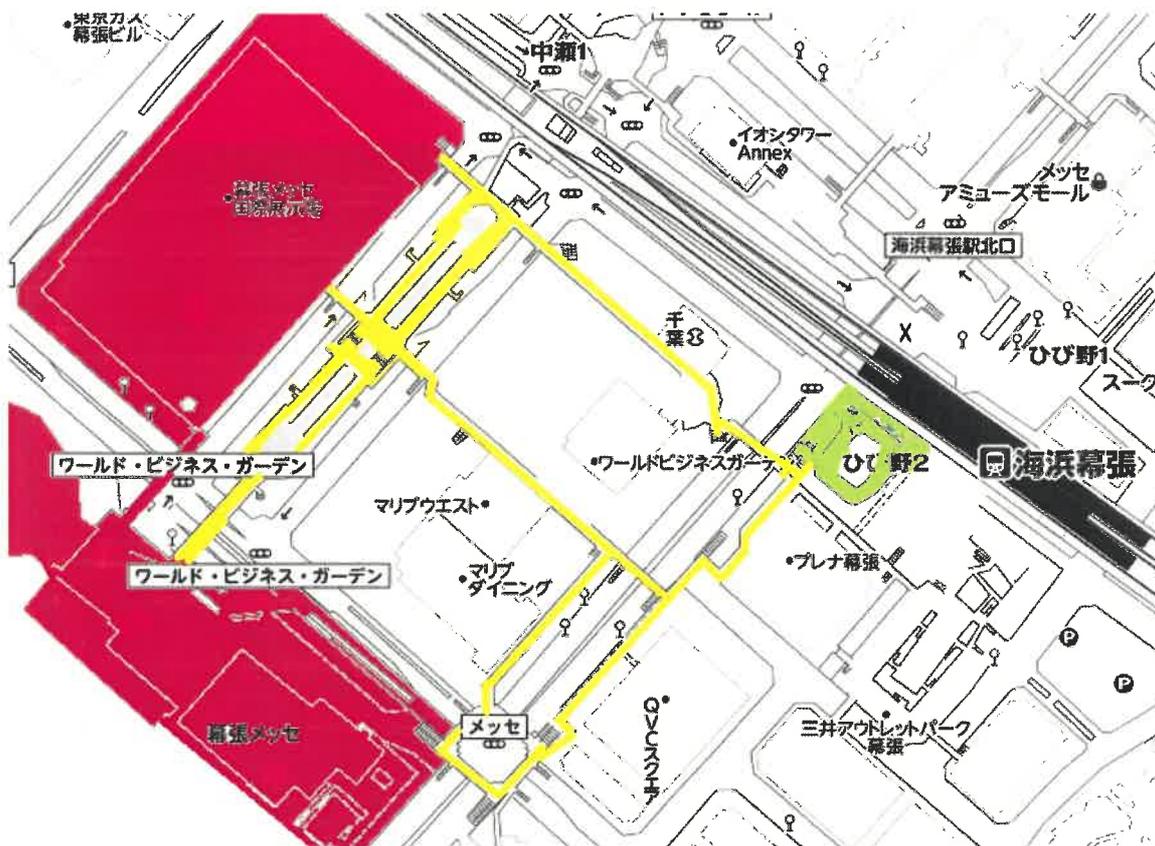
別紙添付図 3

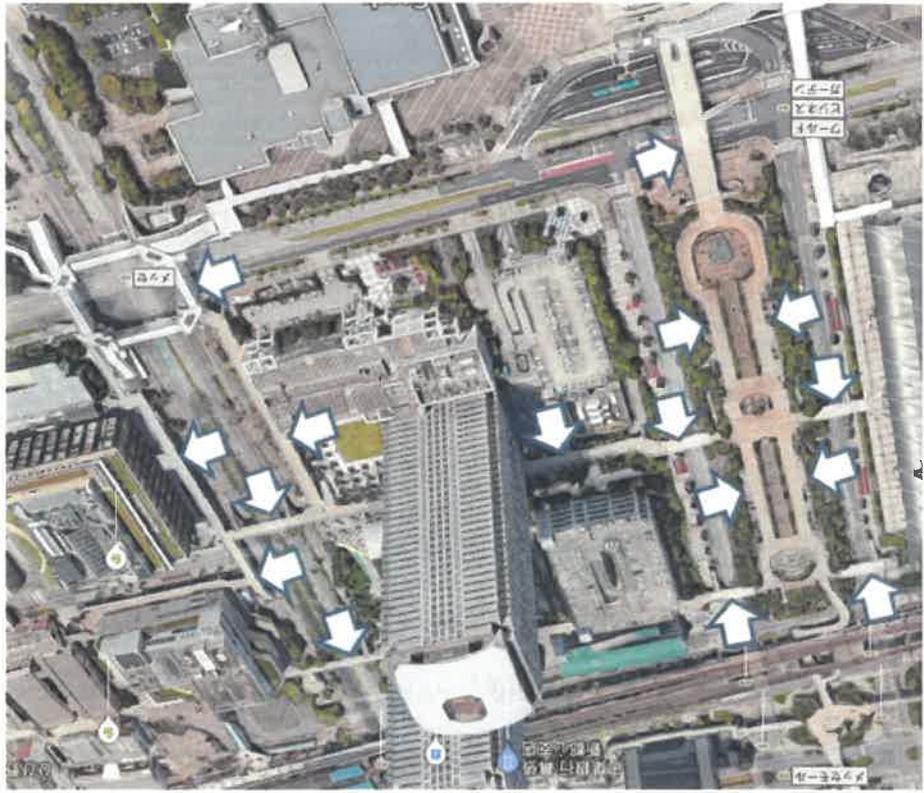
## 別紙添付図 4

場所 株式会社幕張メッセの保有施設である国際展示場、幕張イベントホール及び国際会議場（千葉県幕張市中瀬2丁目）の敷地内（地図①及び同②において赤色表示）、J R海浜幕張駅からこれら施設に向かうための立体遊歩道（地図①において黄色表示・写真①にて白矢印で指摘）、同立体遊歩道と地上とを結ぶ階段ないしエスカレーター、並びに、J R海浜幕張駅前ロータリー及び同ロータリーから前記立体遊歩道に至るまでの歩道（地図①において緑色表示）

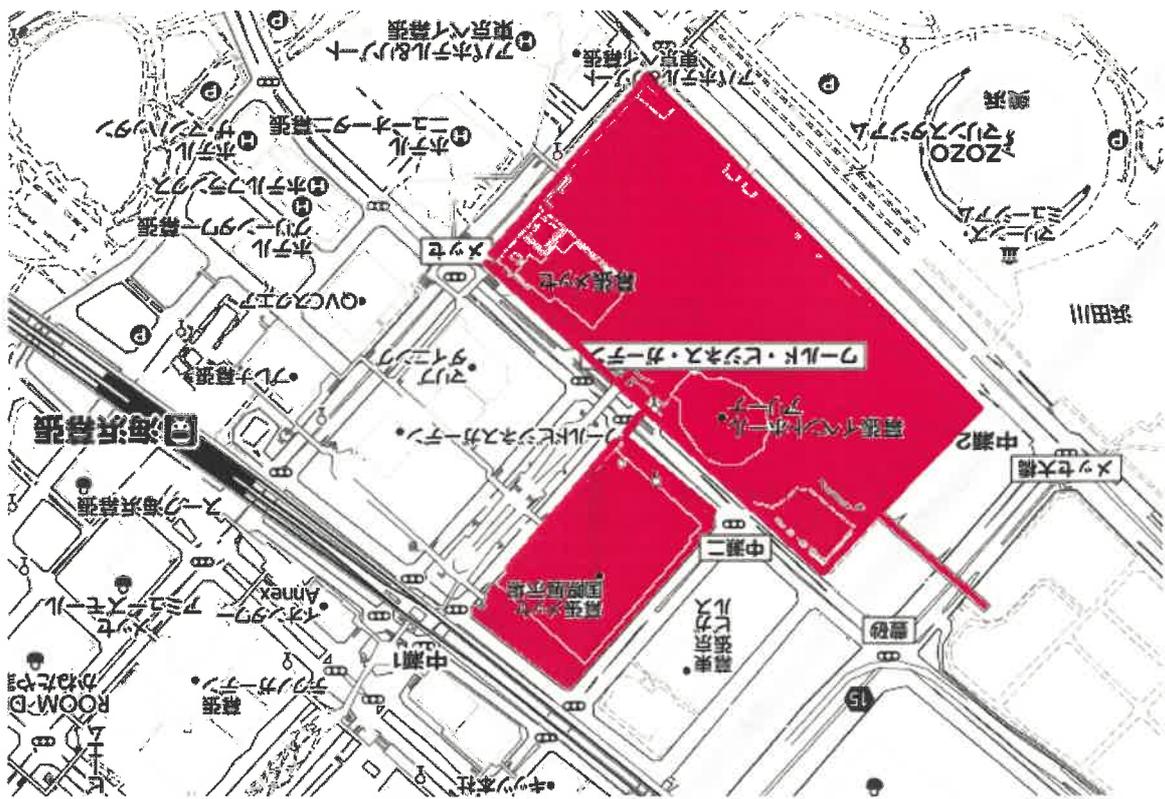
時間 債権者家庭連合が主催、共催、ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後2時間

地図①



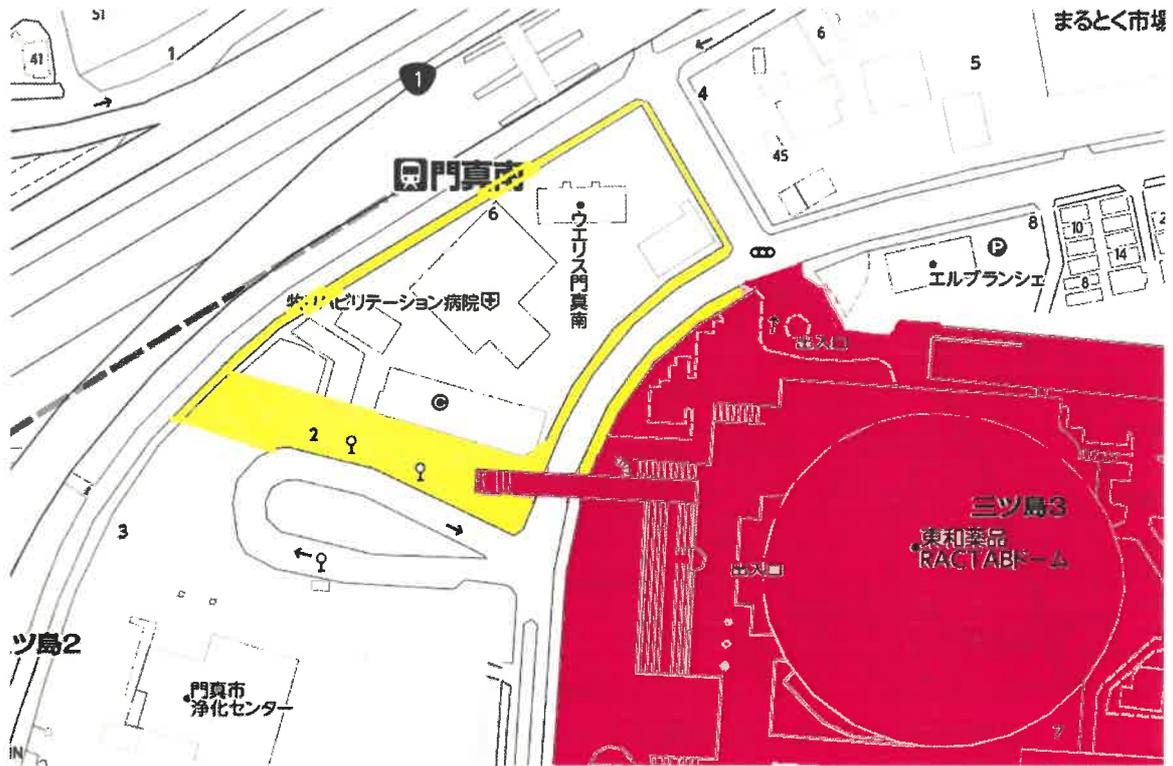


写真①



地図②

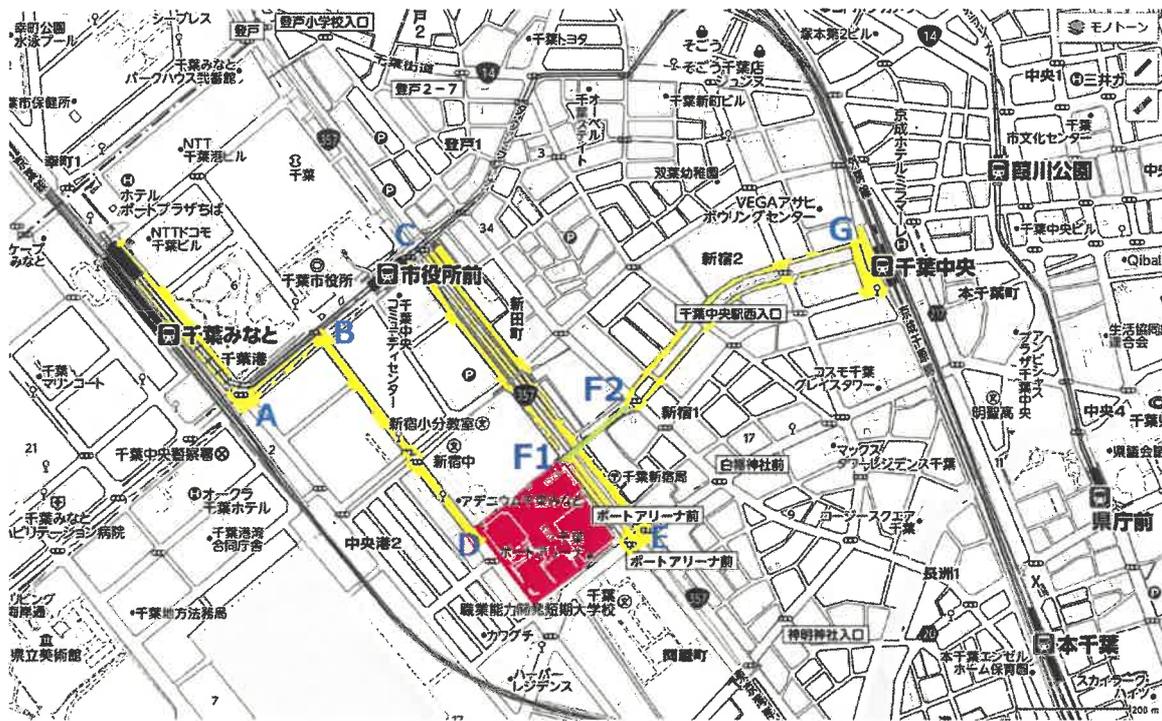
## 別紙添付図 5



場所 なみはやドーム（大阪府門真市三ツ島3丁目7-16）周辺道路（上記地図上にて黄色表示）及び会場敷地内（上記地図上にて赤色表示）

時間 債権者家庭連合が主催、共催、ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後2時間

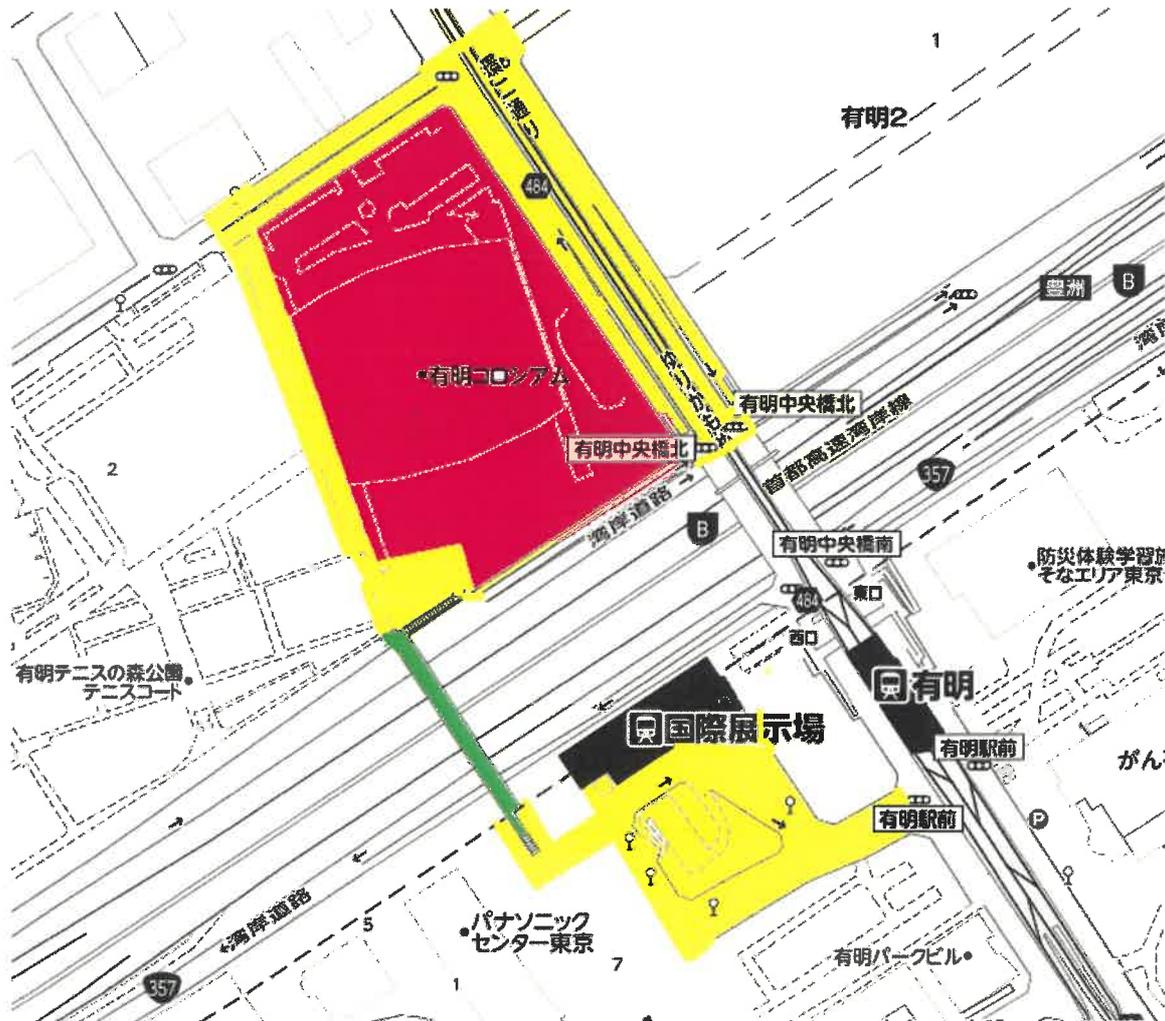
## 別紙添付図 6



場所 JR京葉線千葉みなと駅東南の「千葉みなと駅入り口交差点」をA、Aの北東にある「みなと交差点」をB、ABを結ぶ道路が国道357号線と交差する交差点をC、千葉ポートアリーナ（千葉県千葉市中央区問屋町1-20）の敷地（上記地図にて赤色表示）西側の入口をD、ポートアリーナ交差点をE、ポートアリーナ敷地北にある歩道橋入口をF1、他方の入口をF2、F2から北東に向かう道とJR外房線千葉中央駅西口前から北に延びる道とが交わるT字路をGとして、JR千葉みなと駅からAまでの道路、A・B間道路、B・D間道路、千葉都市モノレール市役所前駅からCまでの道路、C・E間道路、F2・G間道路、GからJR外房線千葉中央駅までの道路（上記地図にて黄色表示）、F1・F2間の歩道橋上（上記地図にて緑色表示）、及び、千葉ポートアリーナの敷地内（上記地図にて赤色表示）

時間 債権者家庭連合が主催、共催ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後2時間

別紙添付図 7



場所 有明コロシアム敷地（東京都江東区有明2丁目）内（上記地図にて赤色表示）、その周囲道路（遊歩道を含む）及びJR国際展示場駅前ロータリー（上記地図上にて黄色表示）、並びに、同ロータリー側と有明コロシアムとの間にかかる陸橋（上記地図にて緑色表示）

時間 債権者家庭連合が主催、共催、ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後2時間

これは正本である。

平成30年11月20日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 森 谷 五

